

事務連絡
令和2年7月30日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
 国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
 後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和2年7月豪雨による災害に伴う被保険者証等の提示等における取扱いについて

令和2年7月豪雨による災害に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等の取扱いについては、「令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う被災者に係る被保険者証等の提示等について」(令和2年7月4日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「7月4日事務連絡」という。別添)により示しているところである。

今般、この災害により、被災地の市町村の一部において、被保険者証等の交付手続きに支障が生ずる等、新たな被保険者証の交付等に一定の期間を要することが見込まれるところである。このため、国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者が、災害に伴う交付手続きの支障や避難等により、有効期限が切れている被保険者証等のみを有している場合についても、7月4日事務連絡における「被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難している」場合と同様に取り扱うこととする。